

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例（昭和四十四年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。